平成２５年（フ）第２５４号
千葉県市原市椎の木台１丁目26番地３
破産者　河野　重樹
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３６号
北海道千歳市東雲町１丁目７番地
破産者　株式会社カルストーン
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７７７号
札幌市豊平区美園10条５丁目３番３号
破産者　株式会社新東洋
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
福島県郡山市安積町笹川字西長久保150番８号
破産者　株式会社隆文
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
千葉県市川市市川南２丁目１番２号
破産者　有限会社佐川商会
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
千葉県市川市市川４丁目11番７号
破産者　久保田倫功
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３２号
東京都日野市高幡709番地の２
破産者　豊住　武夫
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０９号
横浜市神奈川区神奈川本町13―２　横浜ハイツ１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区東神奈川２丁目41番１号
破産者　有限会社イート
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９６号
愛知県東海市高横須賀町西屋敷28番地の１
破産者　合資会社旭軒
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１３号
名古屋市中川区四女子町４丁目51番地
破産者　株式会社カンナ製作所
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４９号
福井市下江守町第９号26番地の２
破産者　有限会社翌檜住宅
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０号
神戸市兵庫区松原通２丁目１番24号
破産者　有限会社ハッピープライス
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２号
東京都世田谷区砧５丁目１番３　メゾンドロア107号、破産手続開始決定時の住所島根県出雲市武志町593番地１　イーストハウスＢ
破産者　佐藤　真登
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３８号
岡山県倉敷市児島田の口３丁目７番35号
破産者　丸山　洋美
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
茨城県水戸市柳町１丁目７番29号
破産者　アーネスティープランニングス有限会社
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９４号
群馬県前橋市富士見町時沢2037番地２
破産者　都丸　祐子
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
群馬県前橋市富士見町時沢2054番地６
破産者　マ・シェリ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
東京都立川市上砂町５丁目79番地の１
破産者　有限会社明和工房
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５６号
東京都昭島市緑町３丁目24番９―111号
破産者　前田　　明
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９号
長野県伊那市高遠町小原1108番地１
破産者　株式会社阿部組
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２５３号
福井県福井市一本木町52番地　福井刑務所内、開始決定時の住所岐阜市東鶉１丁目27番地11、住民票上の住所岐阜市八坂町35番地　ファミーユ左合301号室
破産者　煮込みうどんたくみ屋ことさと屋こと　近藤　明弘
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３５号
岐阜県羽島郡岐南町三宅７丁目186番地
破産者　淺井　洋平
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所